

令和 2 年御嵩町議会第 7 回臨時会会議録

1. 招集年月日 令和 2 年 11 月 30 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和 2 年 11 月 30 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
議案第 83 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議事日程第1号

令和2年11月30日（月曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

諸般の報告 1件

(1) 福祉保育職場の配置基準と賃金の引き上げの実現を目指し国に対し意見書提出を求める陳情

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第83号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

日程第5 議案の審議及び採決 1件

議案第83号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（1名）

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 須田 和男
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 伊左次 一郎

企画調整
担当参事 中井 雄一郎
総務防災課長 各務 元規

教育参事兼
学校教育課長 山田 徹
企画課長 山田 敏寛

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦

議会事務局
書記 大脇 敬之

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。したがって、令和2年御嵩町議会第7回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、加藤保郎議員から本日欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝より、また定例会がすぐ始まるような時期にこうして臨時議会を開催させていただきまして、万障繰り合わせて、お忙しい中御出席賜りましてありがとうございます。

昨日は町制65周年ということで、皆で祝わせていただいたんですが、非常に限定的な形で行いましたので、5年ごとの施行を祝うという大きなお祝い事にはならなかったのが非常に残念でありますけれど、現在のコロナ禍の中、致し方なしという形で表彰だけを行わせていただいたという65周年記念式典になりました。皆さん、出席いただきまして本当にありがたく思っております。

本日の議題は、職員の給与条例の改正1件であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 伏屋光幸君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、11月13日に行いました議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日11月30日の1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

福祉保育職場の配置基準と賃金の引き上げの実現を目指し国に対し意見書提出を求める陳情が議長宛にありました。その写しを配付して、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提出されました議案第83号1件を議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件1件を議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第83号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

議案第83号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづり 1 ページをお願いいたします。

今回の主な改正は、期末手当の支給率になりますが、それ以外で第 1 条の最終行に別表第 1 中「26 万 3,900」を「23 万 6,900」に改めるとありますのは、給与条例の月額表に誤りがありましたので、訂正させていただくものであります。

次に、資料にて御説明いたしますので、資料つづり 1 ページを御覧ください。

改正趣旨は、令和 2 年人事院勧告を受けて、国家公務員給与の改定に準じた内容とするため、御嵩町職員の給与に関する条例など 4 つの条例を一括で改正するものであります。

概要でございますが、本議案の第 1 条、第 2 条は御嵩町職員の給与に関する条例の一部改正で、一般職職員の期末手当支給率を年間で 0.05 月分引き下げるものであります。

表のとおり、令和 2 年度については 12 月期を 1.25 月分とし、令和 3 年度以降については 6 月期と 12 月期に均等に引下げ、それぞれ 1.275 月分とするものであります。

次に、第 3 条、第 4 条は御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員分の期末手当支給率について、令和 2 年度は据え置き、令和 3 年度以降について 1 回当たり 1.275 月分とするものであります。

括弧内は、1 週間当たりの勤務時間が 20 時間以上、30 時間未満のパートタイム会計年度任用職員の場合で、令和 3 年度以降の期末手当支給率は 1 回当たり 0.765 月分とするものであります。

令和 2 年度に据え置くのは、任用の条件として既に示しておりますので、翌年度から適用し、任用条件として事前に示しておくことで不利益を与えることにならないようにするものでございます。対比がしやすいよう、同様の表で示しておりますが、任用期間によって支給されない場合もありますので、参考表示でございます。

次のページ、第 5 条、第 6 条は御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正で、常勤の特別職分の期末手当支給率を年間で 0.05 月分引き下げるものであります。表のとおり、令和 2 年度については 12 月期を 2.200 月分とし、令和 3 年度以降については、6 月期と 12 月期に均等に引下げ、それぞれ 2.225 月分とするものであります。

第 7 条、第 8 条は御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正で、議会議員の期末手当支給率を同様に 0.05 月分引き下げるものです。内容も先ほどの常勤の特別職分と同様でございます。

施行日は、第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条は公布の日からで、第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 8 条は令和 3 年 4 月 1 日からとなります。

次の 3 ページから 11 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第 83 号の説明を終わります。

議長（高山由行君）

ここで、暫時休憩をします。

5分程度の休憩で、再開予定時刻を午前9時15分とします。

午前9時09分 休憩

午前9時15分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第83号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

私のほうでは、第1条の別表中の給与月額の誤りの訂正について伺いたいと思います。

2級の給料月額が数字の入替えというか、間違っていたわけですが、これが分かった経緯と、あとこの古いほうの級の数字での支給が今までにあったのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

議長（高山由行君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

ただいまの質問にお答えいたします。

判明しましたのは、再度給与条例を確認したときに判明しまして、なるべく早くということで、このタイミングで訂正をかけさせていただくものでございます。

なお、たまたまではございますが、この給与に該当する職員はいませんでしたので、影響はございませんでした。以上でございます。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 83 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 83 号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第 6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で、本臨時会に提出されました案件は終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、上程させていただきました議案、全て議了していただきました。ありがとうございます

ざいます。

私、民間人ですので、いつも冷静に物事を客観的に見てという立場だと思いますが、こういう局面で、もし給料などを下げるとしたら、議員や私、副町長のような特別職だけ、全国の国会議員も県議員も全て含めて、そういう立場の者だけ減らせばいいのではないかということをおもいます。景気がよくなると公務員批判は収まります。

ただ、今回の場合、コロナウイルス禍ということで、いつもより余分な仕事が非常に多くなってきている、職員の疲弊もかなり起きているという状況の中での、世間が困っているからということで、税金で飯を食っているやつらがというような批判をされますけれど、実にさもないことだと思います。人間、敵をつくるとファイトが湧いてきて、言いたいことが言えるという、非常に日本人にさもない人が多くなったのではないのかなと。職員にはいつも言います。税金をたくさん納めていてくれる人は、そんなことは言わない。納めていないような人が言うんだということをするんですけども、ただ世間から見れば、確かに全体的に景気が落ちていけば致し方がないのかもしれないですけど、考え方の一つには、公務員にある程度出した上で、地元で消費してもらえという考え方も実はあります。

そう考えていきますと、もともと公務員の立場の者は物を言えないでしょうけれど、私は民間人ですので、そんなさもない民間人にはなりたくないというふうに思っています。本当に、特別職、今年はボーナスなしだと言われても、ああと思うだけで、それで受け入れていくというふうには思いますけれど、彼らにはもう家を建てたり、子供を育てたり、使うべきお金というのは大体割り振られている。私の息子も公務員をやっていますけれど、去年までの同級生との話の中では、恥ずかしくて自分の給料を言えないと、大体年収で言うと3分の2だということをおっしゃっていました。そういう意味では、批判がないときには安いままにいるということは事実でありますので、こういう提案をせざるを得ないというのは非常に残念なことだと思っております。

コロナ禍については、現段階で御嵩町は9名感染したという数字になっております。共和中学校で感染が出たときには本当に心配はしましたし、お隣可児市が、運命共同体のようなものでありますけれど、本当に岐阜県内で2番目に多い感染者を出していますので、私は大体可児市と比較するときには5倍とか、5分の1とか、5.5倍か5.5分の1かというような計算をざっくりとします。100人を超えたときには、御嵩町は20人になっていても不思議ではないなど思っておりますけれど、町民の皆さんが本当に冷静に慎重に行動してくださるたまものかなと、大変うれしく思っております。

ただ、ワクチンができてきたということでもありますけれど、なかなか積極的に打とうという気持ちになる人も少ないのではないのかなと懸念をしているんですけど、安全性を確認した

上で、しっかりと自分の考えで接種していただければいいのかなということを思っております。

そういう意味では、まずは議会の中から感染者を出さないと、私は議会の皆さんよりも先には感染しないというのは一つの目標にしておりますので、皆さんが出さなければ私は感染しないと、しっかりと副町長もやると言っておりますし、万が一感染した場合は、私も副町長もしっかりと公表をさせていただくということにしておりますので、今誰がどう感染しても不思議ではない時期であります。そういう状態になっているのが至極残念でありますけれど、私も前回、この前上京をしてから 10 日が過ぎましたので、上京での感染はなかったのかなあということは思いつつ、日々気をつけていかなければいけないと思っておりますので、ぜひ皆さんには健康に留意していただいて、あまり外へ出かけないということが一番いいことだと思いますので、慎重に行動してくださることをお願いしまして、本日の臨時議会のお礼の言葉とさせていただきます。

御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これをもちまして、令和 2 年御嵩町議会第 7 回臨時会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前 9 時 24 分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 安 藤 雅 子